

水源環境保全・再生かながわ県民会議設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生の取組の推進について、広く県民の意見を反映させるため、水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議は、次の事項について協議する。

- (1) 水源環境保全・再生施策の評価及び推進に関すること
- (2) 水源環境保全・再生施策の県民への情報提供に関すること
- (3) NPO等が行う水源環境保全・再生に係る事業に対する支援に関すること
- (4) その他水源環境保全・再生の取組に関すること

(委員)

第3条 県民会議の委員は、学識経験を有する者、関係団体から推薦された者及び公募により選任された者各10名以内の30名以内とし、知事が委嘱する。

- 2 県民会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 県民会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、県民会議の委員の互選により選任し、副座長は県民会議の委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県民会議は、座長が召集し、その議長となる。

- 2 県民会議は、県民会議の委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 県民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(専門委員会の設置)

第6条 県民会議に特定の課題について専門的な検討を行う専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会に属すべき委員は、県民会議の委員の中から座長が指名する。

- 3 委員会に委員長、副委員長を置く。
- 4 委員長は、委員会の委員の互選により選任し、副委員長は委員会の委員の中から委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会務を掌理し、委員会の経過及び結果を県民会議に報告する。
- 6 委員会において必要があると認めたときは、知事は、県民会議の委員以外の者を委員会の委員として委嘱することができる。

(委員でない者の出席)

第7条 県民会議及び委員会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験のある者、県職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提供を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 県民会議は、原則として公開とし、公開の方法等については、別に定める。
2 会議の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(庶務)

第9条 県民会議の庶務は、企画部土地水資源対策課において処理する。
2 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し、必要な事項は、座長が別に定める

附則

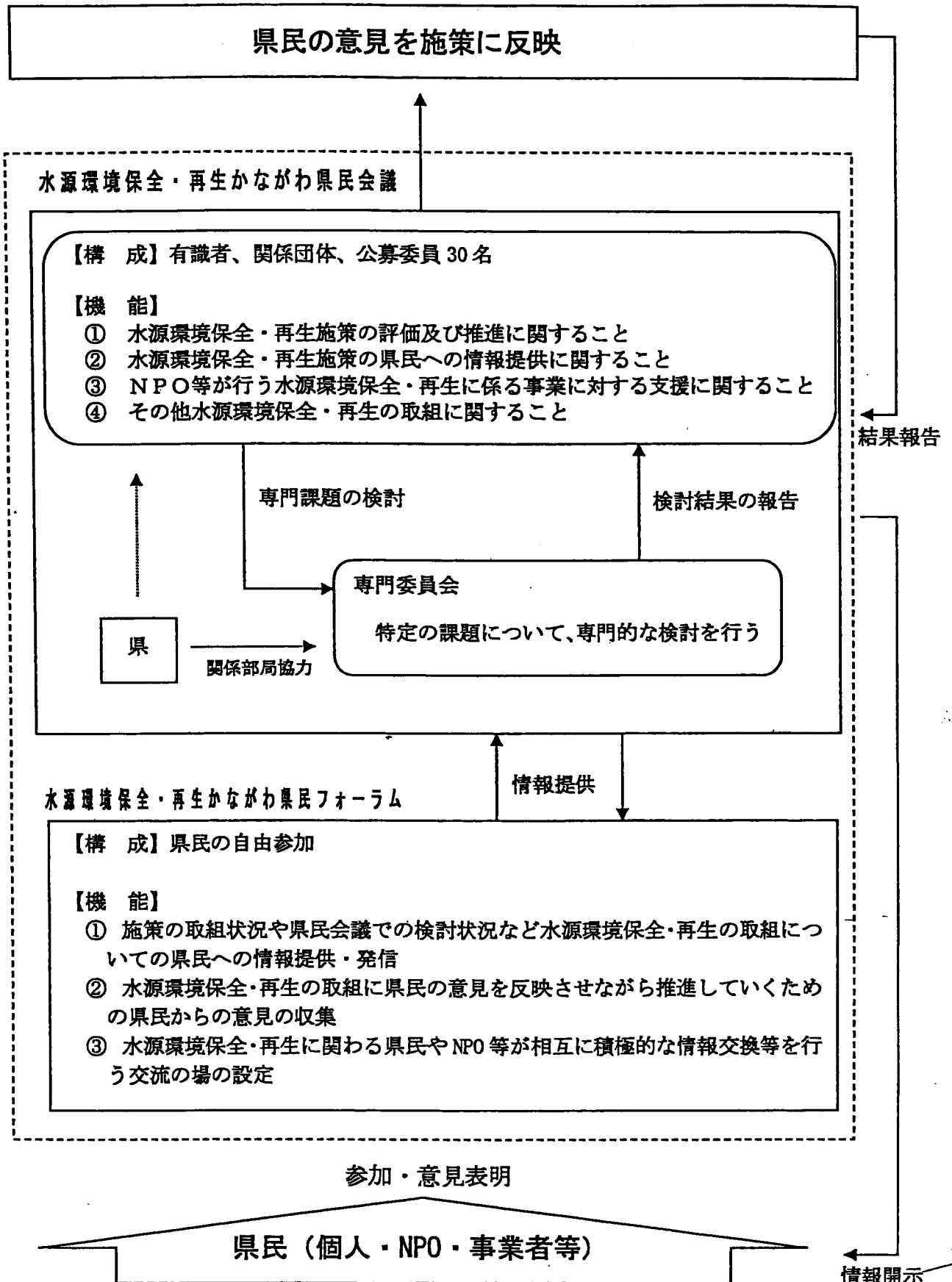
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

水源環境保全・再生かながわ県民会議委員名簿

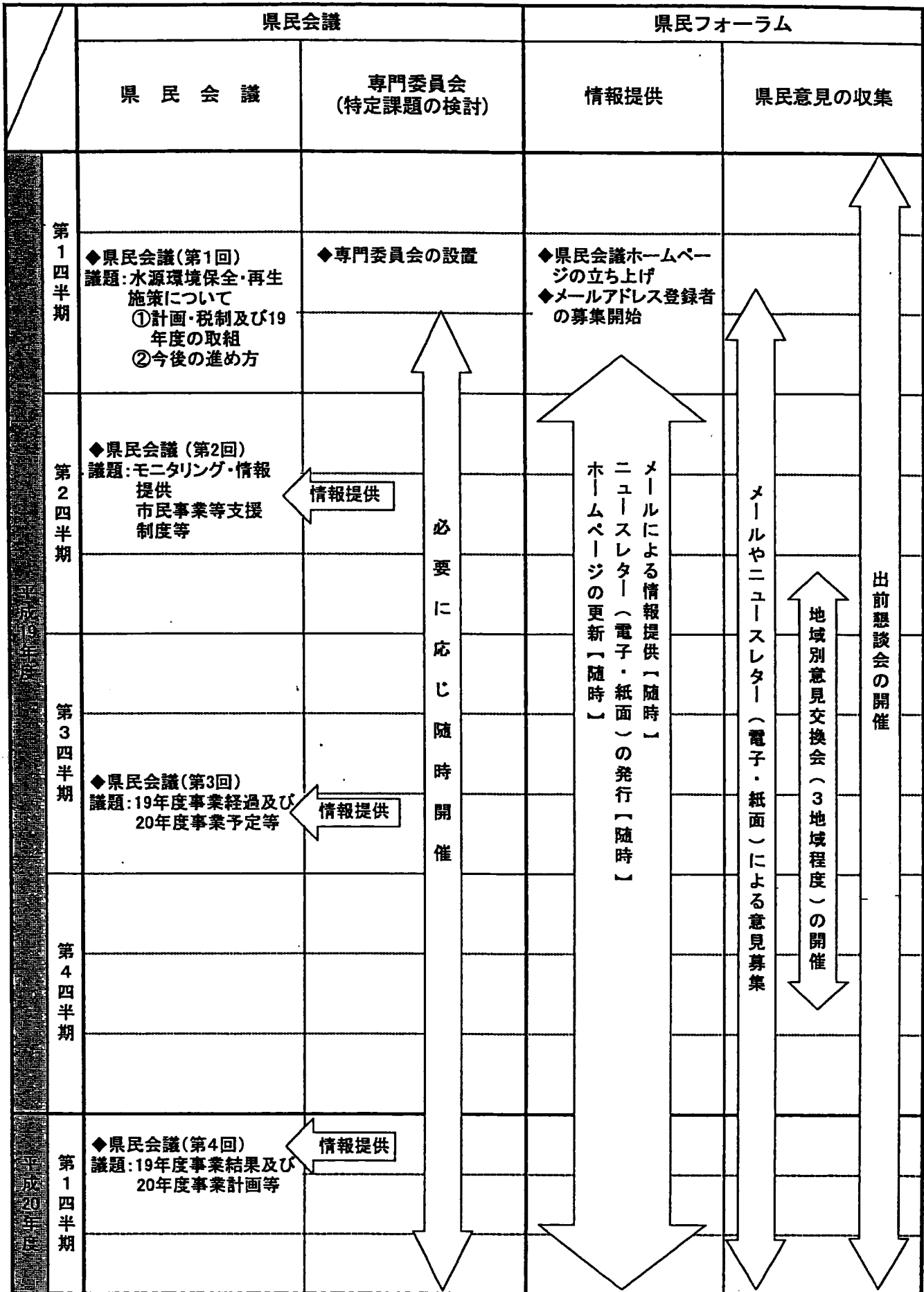
(区分ごとに50音順)

	氏 名	役 職 等	
有識者	浅枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授	
	天野 望	旧津久井町長	
	金澤 史男	横浜国立大学経済学部教授	
	木平 勇吉	東京農工大学名誉教授	
	田中 充	法政大学大学院政策科学研究科教授	
	沼尾 波子	日本大学経済学部准教授	
	萩原 なつ子	立教大学社会学部社会学科准教授	
	原 慶太郎	東京情報大学総合情報学部長	
	福江 裕幸	神奈川新聞社論説主幹	
	古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科教授	
関係団体	片山 幸男	酒匂川水系保全協議会副会長(酒匂川水系農業用取水組合長)	
	加山 俊夫	神奈川県市長会(相模原市長)	
	久保田 英賢	社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会会長	
	久保田 政宏	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長	
	倉橋 満知子	桂川・相模川流域協議会代表幹事	
	新堀 豊彦	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会理事長	
	瀬戸 孝夫	神奈川県町村会(山北町長)	
	蓮場 良之	神奈川県森林組合連合会代表理事専務	
	増田 清美	神奈川県政モニターOB会幹事	
横田 和浩	社団法人神奈川県商工会議所連合会専務理事		
公募	天内 康夫	県内各地域の県民	横浜・川崎地域
	牧島 信一		横須賀・三浦地域
	高橋 弘二		県央・湘南地域
	真覚 邦彦		県西地域
	吉村 妙子		県北地域
	高橋 二三代		
	坂本 勝津雄	NPO等活動グループのメンバー	特定非営利活動法人 緑のダム北相模
	石村 黄仁		桂川・相模川流域ネットワーク
	長谷川 朝恵		金目川水系流域ネットワーク
	柳川 三郎		

県民会議を中心とする県民参加の仕組み



水源環境保全・再生かながわ県民会議等の今後の進め方について（案）



平成19年度の水源環境保全・再生施策の取組について

	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水源環境保全・再生推進本部・推進会議		◆5/9 推進会議 平成19年度の取組					随時開催					◆推進会議・推進本部 平成20年度事業計画
相模川水系流域環境共同調査作業部会							随時開催					
小河川等調査作業部会							随時開催					
モニタリング・情報提供作業部会	◆4/13 第1回						随時開催					
県事業の推進					県事業の実施及び進行管理					平成19年度2月補正対応		
					平成20年度 所要額調整				平成20年度当初予算編成作業			
市町村事業の推進					平成19年度市町村事業の進行管理							
	◆交付金要綱の制定 ◆4/11市町村説明会		◆6/22 市町村5か年計画受領 交付決定手続き						平成20年度当初予算の調整			履行確認
県外対策の推進		◆5/18 山梨県との協議会の 設置 ◆桂川流域市町村説明会			共同調査の実施				施策の検討・翌年度事業の調整			
水源環境保全・再生かながわ県民会議	◆委員委嘱	◆5/16 第1回 平成19年度の取組、 今後の進め方等			◆第2回 モニタリング・情報提供 市民事業等支援等					◆第3回 実施状況の経過報告等		
施策調査専門委員会※	◆4/23 有識者会議		◆第1回 モニタリング・情報提供の検討			◆第2回 モニタリング・情報提供の検討					◆第3回 モニタリング・情報提供の検討	
市民事業等審査専門委員会※		◆第1回 方針等の検討		◆第2回 方針・募集方法等の検討			◆第3回 審査方法等の検討				◆第4回 審査方法等の確定	募集・選考
県民フォーラム		◆フォーラムの設置							地域別意見交換会（3地域程度）			
									ホームページ等による情報提供等			
情報発信・広報活動の実施					県のたより、ホームページ、パンフレット等を活用した広報							施策実施状況等の報告書作成

※ 専門委員会の設置は、5/16の県民会議で決定予定